

## 会場使用に関する消防署指導事項

2007. 4

東京ミッドタウン ホール&カンファレンス

- (1) 東京都火災予防条例第五十六条により、赤坂消防署へ事前届出を行います。
  - (2) 届出前に弊社防火安全技術者によりチェックを行います。尚、届出者は東京ミッドタウンにて行います。
  - (3) 会場使用にあたり、以下の点を考慮のうえご計画下さい。
    - ① 使用形態、什器の配置状況で、避難障害、自動火災報知設備の感知障害、スプリンクラーの散水障害、誘導灯の視認障害とならないように計画すること。
    - ② カーテン、幕、展示用合板、その他装飾品は防火性能を有するものを使用すること。
    - ③ コンサートなどの会場として使用する場合は、劇場等の客席の基準（火災予防条例第 48 条）及び定員の基準、定員を記載した表示板、満員札等の規定（火災予防条例第 53 条）を遵守すること。
    - ④ 入場者の安全を確保すること。
    - ⑤ 火気使用の禁止、危険物品の持込を禁止すること。
    - ⑥ 上記①～⑤に関することも含め、想定外の特異な使用形態の場合は所轄消防署に事前相談を行います。
    - ⑦ 上記①～⑥にて消防署より検査を希望された場合には、ご協力願います。
  - (4) 届出図書の提出
    - ① 開催概要
    - ② 什器等の配置状況を記載した図書（平面、立面図面）
    - ③ 会場の管理計画（催事主催者防火管理体制）
- ※③の申請書は当施設にご用意がありますのでお申し付け下さい。

以 上